

平成18年 6月14日

株 主 各 位

北九州市小倉北区大島 1 丁目 7 番19号

株式会社シダー

代表取締役社長 山 崎 嘉 忠

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討くださいます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野 1 丁目 1 番 1 号
ステーションホテル小倉（JR小倉駅ターミナルビル）
TEL (093) 541 7111
3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 第25期（平成17年 4月 1 日から平成18年 3月31日まで）の営業報告書報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号 議 案 平成18年 3月31日現在の貸借対照表、第25期（平成17年 4月 1 日から平成18年 3月31日まで）損益計算書及び利益処分案承認の件
 - 第 2 号 議 案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」14頁から23頁に記載のとおりであります。
 - 第 3 号 議 案 取締役 5 名選任の件
 - 第 4 号 議 案 監査役 1 名選任の件

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

第 25 期 営 業 報 告 書

(自 平成17年 4月 1日)
(至 平成18年 3月 31日)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業業績の回復を背景にした雇用の拡大や所得水準の改善、設備投資の積極化により、先行きについても概ね堅調に拡大するものとみられますが、高止まりする原油高とそれに伴う海外経済の動向、量的緩和政策解除による長期金利の上昇懸念等、依然として不安定な要素を含んでいる状況にあります。

介護サービス業界におきましては、介護保険法が施行されて6年が経過し、介護サービスが広く一般に認知されるようになり、高齢化率の上昇に合わせて利用者は確実に増加しております。介護マーケットの拡大を見込んでの新規参入も相次ぎ、サービス提供事業者間の競争は激化してまいりました。また、政府による介護保険制度の見直しが継続的に行われており、平成17年10月からは一部の介護サービスでは、介護報酬の改定が実施されています。

そのような状況において、介護サービス業界を取り巻く環境はいっそう厳しさを増しており、こうした環境変化への柔軟な対応と、より効率的な経営が求められる中で、当社におきましては、2施設のデイサービスセンターと5施設の有料老人ホームを新規開設し、積極的に事業展開を図ってまいりました。その結果、当期における売上高は、4,251,819千円（前期比16.5%増）となりました。利益面につきましては、経常利益297,187千円（前期比3.1%増）、当期純利益166,354千円（前期比0.9%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業部門	売上高	前期比増減
デイサービス事業	3,281,327千円	16.7%
訪問看護事業	391,461千円	3.2%
ヘルパー事業	182,767千円	12.7%
ケアプラン事業	243,462千円	1.3%
施設事業	152,800千円	1,630.1%
合計	4,251,819千円	16.5%

デイサービス事業

当事業部門におきましては、平成17年10月より一部介護報酬の改定（食事加算の廃止等）もありましたが、下関地区で幡生、福岡地区で和白の2デイサービスセンター施設を新規展開しており既存デイサービス施設においても積極的に利用者増を図って参りました。その結果、売上高は3,281,327千円（前期比16.7%増）となりました。

訪問看護事業

当事業部門におきましては、訪問リハビリの利用者増加に伴い、リハビリスタッフを増員するなどし、現状施設及びサービスの維持に努めました。その結果、売上高は391,461千円（前期比3.2%増）となりました。

ヘルパー事業

当社のコア事業であるデイサービス事業と施設事業への経営資源の集中を図ったことから、当事業部門におきましては、低調な推移となりました。その結果、売上高は182,767千円（前期比12.7%減）となりました。

ケアプラン事業

当事業部門におきましては、デイサービス事業の利用者数の増加に伴い、ケアマネジャー数を増員し、現状施設及びサービスの維持に努めました。その結果、売上高は243,462千円（前期比1.3%増）となりました。

施設事業

当事業部門におきましては、デイサービス事業について、第二の収益の柱と位置づけており、今期より本格的に有料老人ホーム事業（ブランド名「ラ・ナシカ」）に参入いたしました。千葉市に「ラ・ナシカあすみが丘」、福岡市に「ラ・ナシカみとま」「ラ・ナシカちはや」北九州市に「ラ・ナシカふじまつ」高松市に「ラ・ナシカこうざい」を開設し、開設後の入居者獲得も堅調に推移しております。その結果、売上高は152,800千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は、507,995千円であり、その主なものは次のとおりであります。

区 分	セ ン タ ー 名	金 額
新 設	和白デイサービスセンター	181,969千円
賃借建物買取	下関デイサービスセンター	153,969千円
賃借建物買取	豊前デイサービスセンター	90,622千円
賃借建物改装	幡生デイサービスセンター	24,862千円

(3) 資金調達の状況

銀行からの長期借入により540,000千円の資金調達をいたしました。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 22 期 (自 14. 4. 1 至 15. 3. 31)	第 23 期 (自 15. 4. 1 至 16. 3. 31)	第 24 期 (自 16. 4. 1 至 17. 3. 31)	第 25 期 (自 17. 4. 1 至 18. 3. 31)
売 上 高 (千円)	2,352,958	3,125,815	3,649,015	4,251,819
経 常 利 益 (千円)	104,462	97,911	288,201	297,187
当 期 純 利 益 (千円)	30,384	41,364	164,842	166,354
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	80.22	80.57	31.34	28.99
総 資 産 (千円)	2,065,277	2,950,751	3,712,147	4,231,954
純 資 産 (千円)	352,044	427,968	988,060	1,125,725

- (注) 1. 第22期におきましては福岡地区で舞松原、宇佐町、千葉地区で薬円台の3デイサービス施設を新規展開し、行橋デイサービスの増築を行っております。
2. 第23期におきましては、福岡地区で福岡西、千葉地区で花見川、六高台の3デイサービス施設を新規展開いたしました。
3. 第24期の状況につきましては、福岡地区で黒崎、滋賀地区で建部、千葉地区で馬橋、新柏、鎌ヶ谷の5デイサービス施設を新規展開いたしました。
4. 第25期の状況につきましては、前記「(1)営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
5. 当社は、平成16年6月18日付で普通株式1株を10株に分割いたしました。
6. 当社は、平成17年3月16日付で有償一般募集を実施いたしました。

(5) 対処すべき課題

介護サービス業界におきましては、高齢者人口の増加と介護サービスの認知度向上に伴い、介護サービスへの需要は持続的な拡大が見込まれているため、企業の介護サービス事業への参入は積極化し、競争は激化するものと予想されます。その一方で政府は、「中重度者への支援強化」「介護予防、リハビリテーションの推進」「地域密着型サービスの創設」「サービスの質の向上」「医療と介護の機能分担・連携の明確化」などの基本方針を示しており、介護保険制度改正に伴い要介護認定者の約半数を占める軽度の要介護者を対象に「新予防給付」を創設し、従来の要介護者から軽度の要介護者を区別し、介護予防のための効果的、効率的な自立支援、サービスの提供を行うことで要介護者の増加抑制をはかり、これらの方針に沿った給付の適正化を介護報酬の改定に反映させる考えです。

このような状況を踏まえて、当社は、リハビリテーションにおける豊富なノウハウを積極的に活用し、要介護者や要支援者（4月から経過的要介護）の自立支援を推進することで介護保険制度の目的に沿ったサービスを提供してまいります。

具体的には、運動器機能向上をはじめとする各種の介護予防事業への取り組みを積極的に行う体制を整備するほか、今期より本格的に参入した有料老人ホーム事業におきましても、快適、上質なサービスに加え、当社の強みを生かしたリハビリ重視の施設として展開し他社との差別化を目指す考えです。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

- デイサービス事業
- 訪問看護事業
- ヘルパー事業
- ケアプラン事業
- 施設事業

(2) 本社及び主要な施設

本	社	福岡県北九州市小倉北区大島
---	---	---------------

デイサービスセンター		22施設（あおぞらの里）
下	関	山口県下関市今浦町
幡	生	山口県下関市幡生本町
小	文	福岡県北九州市小倉北区大島
戸	ノ	福岡県北九州市門司区大里戸ノ上
徳	力	福岡県北九州市小倉南区南方
宇	佐	福岡県北九州市小倉北区宇佐町
黒	崎	福岡県北九州市八幡西区黒崎（グループホーム併設）
香	住ヶ	福岡県福岡市東区香住ヶ丘
古	賀	福岡県古賀市今の庄
舞	松原	福岡県福岡市東区舞松原
福	岡	福岡県福岡市西区野方
和	白	福岡県福岡市東区和白丘
行	橋	福岡県行橋市道場寺
豊	前	福岡県豊前市三毛門
八	千代	千葉県八千代市高津
葉	円台	千葉県船橋市葉円台
花	見川	千葉県千葉市花見川区畑町
六	高台	千葉県松戸市六高台
馬	橋	千葉県松戸市馬橋
鎌	ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷
新	柏	千葉県柏市豊住
建	部	滋賀県東近江市建部日吉町

介護付有料老人ホーム5施設（ラ・ナシカ）		
ふ	じま	福岡県北九州市門司区藤松
み	とま	福岡県福岡市東区三苦
ち	はや	福岡県福岡市東区松崎
あ	すみ	千葉県千葉市緑区あすみが丘
こ	うざい	香川県高松市香西本町

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	20,000,000株
発行済株式の総数	5,738,000株
株主数	2,019名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
山 崎 嘉 忠	1,451,000株	25.29%	株	%
(株) ビジネストラスト	961,700株	16.76%	株	%
(有) タチバナ	600,000株	10.46%	株	%
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口)	284,800株	4.96%	株	%
座 小 田 孝 安	280,500株	4.89%	株	%
鶴 崎 直 邦	272,200株	4.74%	株	%
蒲 池 真 澄	220,000株	3.83%	株	%
日興シテイ信託銀行(株) (投 信 口)	141,200株	2.46%	株	%
シダー従業員持株会	110,100株	1.92%	株	%
藤 井 茂	100,000株	1.74%	株	%

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日興シテイ信託銀行(株)は、信託業務にかかる持株数です。

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

該当事項はありません。

(6) 新株予約権

該当事項はありません。

(7) 企業結合の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式	
		持株数	出資比率
株式会社 西日本シティ銀行	610,764千円	株	%
株式会社 山口銀行	525,318千円	株	%
株式会社 三井住友銀行	420,178千円	株	%
株式会社 大分銀行	367,043千円	株	%
株式会社 三菱東京UFJ銀行	358,635千円	株	%
株式会社 佐賀銀行	202,420千円	株	%
株式会社 福岡銀行	100,000千円	株	%

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期比較	平均年齢	平均勤続年数
男性	210名	13名増	32.35歳	2.81年
女性	321	35増	36.37	2.55
計又は平均	531	48増	34.78	2.65

- (注) 1. 上記の従業員数については臨時雇用者数の一年間の平均人員(289名)は含まれておりません。
2. 従業員数の増加は業容拡大によるものであります。

(10) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
取 締 役 社 長 (代表取締役)	山 崎 嘉 忠	
専 務 取 締 役	座小田 孝 安	営業本部長
取 締 役	松 尾 剛	管理本部長
取 締 役	吉 木 伸 彦	(株)ビジネストラスト代表取締役社長
取 締 役	川 野 好 彦	(株)小倉屋代表取締役社長
常 勤 監 査 役	寺 戸 靖 和	
監 査 役	板 鳥 博 子	板鳥司法書士事務所
監 査 役	江 口 博 明	西部沢井薬品(株)代表取締役社長

(注) 取締役吉木伸彦氏及び川野好彦氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

(11) 取締役及び監査役に支払った報酬その他職務遂行上の対価である財産上の利益の額

	区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
定 款 又 は 株主総会決議 に基づく報酬	取締役	5 名	25,300千円	限度額(年額) 取締役 300,000千円 (平成14年5月28日付株主総会決議による) 監査役 100,000千円 (平成16年6月25日付株主総会決議による)
	監査役	3 名	5,950千円	
	計	8 名	31,250千円	

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

(本営業報告書に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	1,400,540	1. 流動負債	1,350,386
現金及び預金	601,666	買掛金	49,464
売掛金	724,786	短期借入金	630,000
前払費用	13,591	一年以内返済予定長期借入金	324,810
繰延税金資産	59,702	未払金	45,347
その他流動資産	2,194	未払費用	90,955
貸倒引当金	1,399	未払法人税等	83,200
		未払消費税等	2,749
2. 固定資産	2,831,413	預り金	7,096
有形固定資産	2,202,889	賞与引当金	116,762
建物	1,204,968	2. 固定負債	1,755,842
構築物	40,168	長期借入金	1,629,548
車両運搬具	7,471	退職給付引当金	94,087
工具器具備品	79,548	長期未払金	5,706
土地	870,731	預り保証金	26,500
無形固定資産	19,027	負債合計	3,106,228
ソフトウェア	10,002	(資本の部)	
水利権	1,281	1. 資本金	432,280
水道施設利用権	3,789		
商標権	1,306	2. 資本剰余金	308,030
電話加入権	2,647	資本準備金	308,030
投資その他の資産	609,496	3. 利益剰余金	385,415
長期前払費用	37,409	利益準備金	1,000
敷金・差入保証金	534,093	当期末処分利益	384,415
長期繰延税金資産	37,992		
		資本合計	1,125,725
資産合計	4,231,954	負債及び資本合計	4,231,954

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 415,982千円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、センター設備の一部、事務機器の一部についてはリース契約により使用しております。
3. 担保に供している資産
- | | |
|-----|-------------|
| (建物 | 1,119,746千円 |
| (土地 | 870,731千円 |
4. 所有権が売主に留保されているものの代金未払額 14,266千円
5. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業収益		
	売上高		4,251,819
	営業費用		
	売上原価	3,627,567	
	販売費及び一般管理費	315,041	3,942,608
	営業利益		309,211
	営業外収益		
	受取利息	700	
	雑収入	16,850	17,550
	営業外費用		
支払利息	21,988		
雑損失	7,585	29,574	
	経常利益		297,187
特別 損益 の 部	特別利益		
	固定資産売却益		17,518
	特別損失		
	固定資産除却損		157
	税引前当期純利益		314,548
	法人税、住民税及び事業税	155,103	
	法人税等調整額	6,910	148,193
	当期純利益		166,354
	前期繰越利益		218,060
	当期末処分利益		384,415

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 28円99銭
2. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産主として定率法
ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物.....24年～38年

工具器具備品.....2年～20年

無形固定資産定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によります。

2. 引当金の計上方法

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異については発生時の翌期に全額費用処理しております。

3. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税込み方式によっております。

会計処理方法の変更

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

利 益 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益	384,415,783
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 5 円)	28,690,000
次 期 繰 越 利 益	355,725,783

監査役の監査報告書の謄本

平成18年5月19日

監査報告書

株式会社シダー

代表取締役社長 山崎嘉忠 殿

常勤監査役 寺戸靖和 ㊟

監査役 板鳥博子 ㊟

監査役 江口博明 ㊟

私たち監査役は、商法第281条ノ3第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第25期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は、認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 57,379個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 平成18年3月31日現在の貸借対照表、第25期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）損益計算書及び利益処分案承認の件

議案の内容は、前記「添付書類」9頁から12頁に記載のとおりであります。当社は、株主の皆様への配当金額は、業績に対応して決定すべきものであり、かつ長期安定配当を基本と考え、今後の収益の状況、財務体質の強化等を勘案して決定いたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、諸般の事情を総合的に勘案し、また株主の皆様の日ごろのご支援にお応えするため、1株当たり5円といたしたいと存じます。

内部留保金につきましては、将来の事業拡大や経営環境の変化に備え、経営合理化のための設備投資等の原資として活用し、企業の発展に努める所存であります。

当社取締役会は、本議案の内容について適法かつ適切と判断しております。また、監査役意見につきましても、監査役の監査報告書謄本頁に記載のとおり、適法かつ適切と判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

[1] 「介護保険法」が平成18年4月1日に改正されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 現行定款第2条第3項「居宅介護支援事業」を「居宅介護支援事業、介護予防支援事業の業務委託」と改めるものであります。

(2) 定款第2条第6項に「介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業」を新設するものであります。

(3) 現行定款第2条第17項「介護保険法による特定施設入所者生活介護の居宅サービス事業」を「介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業」と改めるものであります。

(4) 現行定款第2条第18項「グループホームの経営」を「認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の経営」と改めるものであります。

(5) 定款第2条第21項に「地域支援事業（介護予防特定高齢者施策）の業務委託事業」を新設するものであります。

- [2] 将来の事業拡大に伴い、介護市場の伸長や変化に迅速に対応した事業運営を目的として、現行定款第2条第1項「老人、身体障害者、知的障害者のデイ及びショートステイサービス事業」を「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業」、現行定款第2条第4項「医療用機械器具及び医療用・介護用諸用品のレンタル事業」を「医療用機械器具及び医療用・介護用諸用品の販売及びレンタル事業」、現行定款第2条第5項「通所介護及び訪問介護、訪問入浴介護の居宅サービス事業」を「通所介護及び認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護の居宅サービス事業」、現行定款第2条第14項「老人福祉施設、老人保健施設の管理、運営に関するコンサルティング」を「医療機関、福祉施設、老人保健施設、通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の管理、運営に関するコンサルティング事業並びにフランチャイズシステムによる通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の加盟店の募集及び指導育成」と改め、定款第2条第22項に「有料職業紹介事業」、定款第2条第23項に「介護保険法に基づく地域包括支援センター（介護予防支援、介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、地域ケア支援）運営事業」を新設するものであります。
- [3] 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第19条（取締役会の設置）、第32条（監査役の設置）を新設するものであります。
 - (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条（株券の発行）を新設するものであります。
 - (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。
 - (4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則並びに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - (6) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - (7) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - (8) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>老人、身体障害者、知的障害者のデイ及びショートステイサービス事業</u> 2. (条文記載省略) 3. 居宅介護支援事業 4. 医療用機械器具及び医療用・介護用諸用品のレンタル事業 5. 通所介護及び訪問介護、訪問入浴介護の居宅サービス事業</p> <p>(新 設)</p> <p>6. (条文記載省略) 13. (条文記載省略) 14. <u>老人福祉施設、老人保健施設の管理、運営に関するコンサルティング</u> 15. (条文記載省略) 16. (条文記載省略) 17. <u>介護保険法による特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業</u> 18. <u>グループホームの経営</u> 19. (条文記載省略) (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>20. 上記各号に附帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業</u> 2. (現行どおり) 3. 居宅介護支援事業、介護予防支援事業の業務委託 4. 医療用機械器具及び医療用・介護用諸用品の<u>販売及びレンタル事業</u> 5. 通所介護及び認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護の居宅サービス事業 6. 介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業 7. (現行どおり) 14. (現行どおり) 15. <u>医療機関、福祉施設、老人保健施設、通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の管理、運営に関するコンサルティング事業並びにフランチャイズシステムによる通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の加盟店の募集及び指導育成</u> 16. (現行どおり) 17. (現行どおり) 18. <u>介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業</u> 19. <u>認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の経営</u> 20. (現行どおり) 21. <u>地域支援事業(介護予防特定高齢者施策)の業務委託事業</u> 22. <u>有料職業紹介事業</u> 23. <u>介護保険法に基づく地域包括支援センター(介護予防支援、介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、地域ケア支援)運営事業</u> 24. 上記各号に附帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、20,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の買受け) 第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元株式の数及び単元未満株の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. <u>当社は、1単元未満の株式について、株券を発行しない。</u></p> <p>(端株原簿への不記載) 第8条 当社は、1株未満の端数については、これを端株として<u>端株原簿に記載又は記録しない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は20,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって<u>市場取引等により自己の株式を取得することができる</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 (削 除) (削 除)</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程） 第10条 当会社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（基準日） 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は<u>登録質権者</u>とすることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>（招集） 第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に<u>これを招集する。</u></p>	<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び<u>新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程） 第11条 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及<u>び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（基準日） 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが<u>できる株主とする。</u></p> <p>2. 前項に<u>かかわらず</u>、必要がある場合は、<u>取締役会の決議によつて、</u>予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することが<u>できる株主又は登録株式質権者</u>とすることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>（招集） 第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に關し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新 設)</p> <p>(取締役の員数) 第17条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>3. (条文記載省略)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p>2. 代表取締役は、<u>会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する</u>。</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する</u>。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第19条 <u>当社は、取締役会を置く</u>。</p> <p>(取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によ<u>って</u>選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によ<u>って</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、<u>会社を代表し、会社の業務を執行する</u>。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によ<u>って</u>、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第25条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当会社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数) 第28条 (条文記載省略)</p> <p>(監査役の選任) 第29条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第31条 監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の設置) 第32条 当社は、<u>監査役を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第34条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>これを支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間) 第36条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第39条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>(中間配当金) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員5名は本總會締結の時をもって任期満了となりますので、
取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及び他の会社の代表状況	所有する当社 の 株 式 数
1	山 崎 嘉 忠 (昭和30年1月11日生)	昭和50年3月 下関カマチ病院入職 昭和56年9月 小文字病院入職 平成9年4月 下関第一病院入職 平成12年10月 当社入社、当社代表取締役社 長就任(現任)	1,451,000株
2	座小田 孝 安 (昭和38年1月25日生)	昭和60年3月 昭和病院入職 昭和61年4月 小文字病院入職 平成12年7月 (株)メディックス・ジャパン入社 平成12年10月 当社入社、当社専務取締役営 業本部長就任(現任)	280,500株
3	松 尾 剛 (昭和16年2月1日生)	昭和38年4月 関西経営管理協会入社 昭和39年8月 睦通信(株)入社 昭和45年8月 (株)新川商事入社 平成元年8月 (株)プロスタンス入社 平成14年3月 当社入社、管理本部長 平成14年5月 当社取締役管理本部長就任 (現任)	10,300株
4	吉 木 伸 彦 (昭和36年11月9日生)	昭和60年4月 農林中央金庫入社 平成元年9月 太田昭和監査法人入所(現新 日本監査法人) 平成2年11月 (株)アシスト(現(株)ビジネス トラスト)設立、代表取締役社 長就任(現任) 平成5年3月 公認会計士登録 平成5年4月 税理士登録 平成15年3月 当社取締役就任(現任)	500株
5	川 野 好 彦 (昭和8年8月21日生)	昭和27年4月 三栄産業株式会社入社 昭和43年8月 川野商事創立 昭和47年7月 株式会社小倉屋設立 代表取締役就任(現任) 平成16年12月 当社取締役就任(現任)	200株

(注) 取締役候補者吉木伸彦は、株式会社ビジネストラストの代表取締役社長であり、
当社は、同社からコンサルティングサービスを受けております。
その他の候補者は、特別利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 寺戸靖和氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
寺 戸 靖 和 (昭和19年4月5日生)	昭和43年4月 山十(株) 入社 昭和56年9月 小文字病院 入職 平成6年1月 (株)トータル・メディカル・サービス 入社 平成6年11月 小文字病院 入職 平成15年3月 当社常勤監査役就任 (現任)	500株

以 上

< メモ欄 >

株主総会会場ご案内略図

会場 福岡県北九州市小倉北区浅野 1 丁目 1 番 1 号
ステーションホテル小倉 (JR小倉駅ターミナルビル)
電話 (093) 541-7111

